



# 山形県公報

平成26年2月21日(金)  
第2522号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……145
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……146
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……147
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……148
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………( 同 ) ……同

## 告 示

### 山形県告示第140号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町藤崎字竇垣下16の299
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山形県告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年2月21日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 村山市大字白鳥字石田1793番3から |   | 旧    | 22.0メートル | 279メートル |
| 同 字小国沢2155番1まで     |   |      | 15.0     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 21.8メートル | 同上      |
|                    |   |      | 16.5     |         |

山形県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年2月21日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 347号
- 2 供用開始の区間 村山市大字白鳥字石田1793番3から  
同 字小国沢2155番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月21日

山形県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年2月18日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 西置賜郡飯豊町大字須郷字骨投沢32番20から |   | 旧    | 63.3メートル | 603メートル |
| 同 32番38まで              |   |      | 7.1      |         |
| 同                      | 上 | 新    | 63.3メートル | 同上      |
|                        |   |      | 15.9     |         |

山形県告示第144号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|   |      |             |   |   |
|---|------|-------------|---|---|
| 〃 | 青田支店 | 〃 青田一丁目4番4号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 東沢支店 | 〃 大字釈迦堂14番地 | 〃 | 〃 |

を

|   |      |   |               |   |   |   |   |
|---|------|---|---------------|---|---|---|---|
| ” | 青田支店 | ” | 青田一丁目4<br>番4号 | ” | ” | ” | ” |
|---|------|---|---------------|---|---|---|---|

に改める。

**附 則**

この規程は、平成26年2月24日から施行する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年2月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ひらた里山の会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 忠智
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市砂越字上川原459番地2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、中山間地の創造的再生に向けて、地域住民、行政、企業、地縁組織、法人などと協力し、住民の多様な提案を実現していくもので、中山間地の特性を活かした地域づくりを行い、住民の生活向上に貢献していくことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成26年6月21日まで縦覧に供する。

平成26年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) イオンモール天童  
天童市芳賀土地区画整理事業34街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 岡崎双一
- 3 変更する事項
  - (1) 駐輪場の位置  
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
  - (2) 廃棄物等の保管施設の位置  
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- 4 変更年月日  
平成26年3月1日

## 5 届出年月日

平成26年1月31日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年6月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成26年2月21日

山形県立河北病院長 多田敏彦

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立河北病院総合医療情報システム（生体情報管理手術部門）整備及び保守業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

## 3 落札者を決定した日 平成25年12月19日

## 4 落札者の名称及び所在地

源川医科器械株式会社山形支店 山形市元木二丁目10番46号

## 5 落札金額 32,130,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年11月26日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月21日

山形県立河北病院長 多田敏彦

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県立河北病院総合医療情報システム（生理系自科検査ファイリング）整備及び保守業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

## 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年12月26日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社シバタインテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号

## 5 随意契約に係る契約金額 18,039,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当